

## 八王子市介護保険利用者負担額減免等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例及び法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例（以下「居宅介護サービス費等の額の特例」という。）に関し、八王子市介護保険条例施行規則（平成12年3月八王子市規則第39号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(居宅介護サービス費等の額の特例の要件)

第2条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第83条第1項各号及び第97条第1項各項に規定する特別の事情に該当する要件は、別表第1のとおりとする。

(居宅介護サービス費等の額の特例の適用期間)

第3条 省令第83条第1項第1号または省令第97条第1項第1号に定める事由に基づく申請においては、居宅介護サービス費等の額の特例の適用期間は、被害を受けた日の属する月から1年以内とする。

2 省令第83条第1項第2号、第3号、第4号または省令第97条第1項第2号、第3号、第4号の各号に定める事由に基づく申請においては、居宅介護サービス費等の額の特例の適用期間は、当該減免に係る申請のあった日の属する月の初日から起算して6カ月以内とする。

3 前項の規定による居宅介護サービス費等の額の特例の適用を受けた者は、その適用期間における最終月の時点で、著しく収入が減少した状態が継続する場合は、その旨を市長へ申し出たうえで再度申請を行い、その事実が認められる場合は、市長は6カ月以内の期間に限り引き続き居宅介護サービス費等の額の特例を適用することができる。

4 前項において「著しく収入が減少した状態が継続する場合」とは、申請者が再度申請を行おうとする時点での年間世帯収入見込額が、当初申請の際に申し出た年間世帯収入見込額と概ね同額以下であり、かつ、それ以降にも資力回復の見込みが無い事を言う。

(事由消滅の申告)

第4条 第3条第2項または第3項の規定により居宅介護サービス費等の額の特例の適用を受けた者が、その適用期間内において、資力の回復等が理由で別表第1に定める要件を満たさない状態になった場合、直ちにその旨を市長に申し出ることとする。

(居宅介護サービス費等の額の特例の取消)

第5条 次の各号に掲げる事由の場合には、各号に定めるところにより居宅介護サービス費等の額の特例の適用を取り消し、又は取り消すとともに居宅介護サービス費等の額の特例の適用によって申請者が得られた給付額の返還請求を行う。

(1) 資力の回復などにより、申請者が別表第1に定める要件を満たさない状態になったと認められる場合、市長はその認められた日の属する月の末日をもって居宅介護サービス費等の額の特例の適用を終了させ、その翌月以降の適用を取り消すものとする。

(2) 申請者が、虚偽の申請そのほか不正の行為により居宅介護サービス費等の額の特例の適用を受けたときは、市長は適用の当初にさかのぼって特例の適用を取り消すとともに、特例の適用によって申請者が得られた給付額の全額について返還請求を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)10月1日から実施する。

別表第1 (利用料)

項目	条項	要件	給付の割合	期間
1	災害減免  省令第83条第1項第1号  省令第97条第1項第1号	次のいずれかに該当した場合 ア 住宅が全壊又は全焼したとき。 イ 住宅が半壊又は半焼したとき。 ウ 床上浸水したとき。 エ 家財又はその他の財産が損害を受けたとき。  上記災害の割合が10分の5以上のとき。  10分の3以上 10分の5未満のとき。	100分の100  100分の95	被害を受けた日の属する月から1年以内(年度を超えることも可)
2	所得減免  省令第83条第1項第2号 第3号 第4号 省令第97条第1項第2号 第3号 第4号	次の事由に該当した場合 申請のあった当該年世帯収入の見込額が、その前年世帯収入に比し、一人当たり2分の1以下に減少し、かつ合計所得金額が250万円未満であること。 なお、合計所得金額は、申請のあった年度の保険料算定基礎となる合計所得金額	100分の95	減免申請の属する月から6カ月以内とする。  ただし、その適用期間における最終月の時点で、著しく収入が減少した状態が継続する場合は、6カ月以内の期間に限り引き続き利用者負担額の減免を適用することができる。